

『一括有期事業報告書（建設の事業）』について

一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。

一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類**、**事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。

【記入にあたって留意いただきたい事項】

- ◎ 事業所の業種が「35 建築事業」であることから、すべての工事を「35 建築事業」に記載・・・工事内容によって「事業の種類」が変わります。
- ◎ 「〇〇邸」「工事」とだけ記載・・・工事の内容が分かりません。業種が判断できるように工事の具体的な内容が分かるようにしてください。
- ◎ 「リフォーム」とだけ記載・・・外装や屋根、増改築工事は「35 建築事業」、内装や建物内部の空調・電気・給排水設備などの工事は「38 既設建築物設備工事」となります。
- ◎ 「解体工事」・・・原形をとどめない程解体する場合は「37 その他の建設事業」となります。解体した資材の大部分をそのまま用いて再度使用することを前提とした解体工事は「35 建築事業」となります。

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、労働局への報告書の提出は必要ありません。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 事業主控

労働保険番号 04101900005001

事業の種類	事業の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			賃金総額	労働費率	保険料額
			請負代金の額	請負代金に加工する額	請負代金から控除する額			
〇〇ハイツ新築工事	〇〇邸〇〇町	4年12月1日から 5年9月30日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(小計)						94,500,000		21,735,000
××邸新築工事	××市	5年4月1日から 5年9月30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸内装工事 他8件	△△市	5年5月1日から 6年3月15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,052,141
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)					55,009,414		12,652,164
事業の種類 (既設建築物設備工事を除く)	計		149,509,414			149,509,414		34,387,164

令和6年6月12日

宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 株式会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 事業主控

労働保険番号 04101900005001

事業の種類	事業の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			賃金総額	労働費率	保険料額
			請負代金の額	請負代金に加工する額	請負代金から控除する額			
××邸内装工事	××市	5年4月1日から 5年5月31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)	23	(720,000)
△△邸内装工事 他10件	△△市	5年4月10日から 6年3月15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)					(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161
事業の種類 38 既設建築物設備工事	計		(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

記入例

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、労働局への総括表の提出は必要ありません。

別添様式 労働保険等 令和5年度一括有期事業総括表(建設の事業) 事業主控

労働保険番号 04101900005001 一括有期事業報告書 2枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労働費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基礎料率	メリット率	
31	水力発電施設、せいで等新設工事	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの		20		62		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの		19		11		
		平成30年4月1日以降のもの		18		10		
33	舗装工事	平成27年3月31日以前のもの		18		9		
		平成30年3月31日以前のもの		17		17		
		平成30年4月1日以降のもの		23		9.5		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		25		9		
		平成30年4月1日以降のもの		21		13		
		平成27年3月31日以前のもの		23		11		
35	建築事業	平成30年3月31日以前のもの	55,009,414	23	12,652	9.5		120,194
		平成30年4月1日以降のもの		22		15		
38	既設建築物設備工事	平成30年3月31日以前のもの		23		12		
		平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,700	38	5,780	7.5		69,360
		平成27年3月31日以前のもの		40		6.5		
36	機械装置の組立て又は搬付けの事業	平成30年4月1日以降のもの		38		7.5		
	その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		22		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		21		19		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		24		15		
		平成19年3月31日以前のもの		①				
合計					18,432			189,554
①を除いた合計					18,432	0.02		368

令和6年6月12日

宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 株式会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

賃金総額は千円未満を切り捨てた上で転記してください。

メリット制が適用されている場合は、昨年度の「労災保険料率決定通知書」を参照し、メリット率を記入の上、計算してください。

1円未満の端数は切り捨て

注 4 3 2 1
事業報告書(様式第7号(甲))に記入した事業(工事)を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入の上、確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
9年4月1日以降のすべての事業(工事)を徴収対象とする。